

## 調停委員へのメッセージ：意識を持って調停し、調停について語りましょう

レビン小林, 久子  
九州大学大学院法学研究院 : 教授 : 米文学, 社会学

<https://doi.org/10.15017/15603>

---

出版情報：法政研究. 76 (1/2), pp.81-99, 2009-10-01. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：

調停委員へのメッセージ：意識を持って調停し、調停について語りましょう

レビン小林久子

はじめに

本日、私は、東北の調停委員の皆様へ聞いていただきたいひとつのメッセージを持って、この場に立っております。そのメッセージとは、日本で調停の現場を最も良く知る人として、調停委員の皆様へ、調停についてもう少し大きな声で語っていただきたいというものです。これは私の個人的な願いでもあります。日本でADRが議論され始めてから、すでにかなりな年月が経ちました。この間、日本のADRのあるべき姿について多くの提言がなされました。しかし、そのなかで調停委員の声を聞くことはほとんどありませんでした。調停は仲裁と並びADRの中心的解決方法です。この事実を考えたとき、調停委員の沈黙は私には何とも解せないことでした。

講演

もちろん、全国で総数二十万人とも言われる裁判所調停委員の方々が、全く何も語らなかつたとは思いません。調停の

専門誌もあり、仲間内ではかなり踏み込んだ議論がなされていたことと推察されます。事実は、たぶん、調停委員が沈黙していたのではなく、その声が広く社会に伝わらなかったからではないかと思えます。しかし、それでは何故、調停委員の声は聞かれなかったのでしょうか。ひとつには、その声が小さ過ぎたという理由が考えられます。さらに、議論がごく限られた範囲内で行われていた、意見を述べる視点が特殊で社会全体として理解され難かった、守秘義務から大々的に話すことはためられた、なども理由だったかもしれません。その理由は多義的・複合的であり、特定することはできませんが、しかし、明白なことは、そのような沈黙は日本の調停発展に益していない、という事実です。

日本の調停は、調停を日々実践している調停委員が大きな声で語ることによって、一段と発展する、と私は考えております。八〇年の伝統を有する日本の調停を、次の八〇年、さらに、その次の八〇年の間、社会に役立つ、そして世界に誇る調停にするためには、今、皆様の積極的な語りが必要なのです。本日、私は、皆様の前で講演するという貴重な機会をいただきました。この機会を、何故私ができるのか、について説明するために使わせていただきましたと思います。本講演の最後に、調停委員が語ることにについて、調停委員の皆様のご理解とご賛同を得ることができました。同様に調停人としてこれほどうれしく、頼もしいことはございません。とは言うものの、皆様ご承知のように、私は日本の裁判所で調停を実施した経験がございません。また、私が実践してきた調停は、俗に言う同席調停です。そのため、本講演において、正確ではない意見、勘違いしたコメントを口に出ることがあるやもしれません。その点については、ここで前もってお詫びを申し上げ、皆様のご理解とご了承をお願いしておきたいと思えます。そのときは、どうぞよろしく願います。

そこで、本日の講演ですが、主題は、調停委員が意識を持って調停し、それについて語ることです。この主題は、語

ることによって調停委員が果たす社会的貢献について説明することで達成されると思います。しかし、調停委員が有意義な語りを実践するためには、調停委員の意識と調停委員を取り巻く環境が変わることも必要です。そこで、講演の後半には、その点についても少し述べてみたいと思います。このように、調停委員が語ることを中心に、前半は、その必要性、後半は、そのための必要性という、二種類の必要性について説明することから本講演は構成されています。

## 第一節 語ることの必要性

私は、調停委員は、調停について語ることで、三種類の社会的貢献を果たすことができると考えます。その第一は、ADR全体の発展に対する寄与、第二は、臨床法学発展に対する寄与、そして、第三に未来に向けた紛争解決制度構築に対する寄与です。これから、この三点について述べていきます。

### 一・a ADR全体の発展に対する寄与

平成一六年にADR促進法が制定され、本年四月より施行されました。各地に仲裁センター、調停センター、紛争解決センターが開設され、法テラスも平成一八年から活動を始めています。にもかかわらず、最近のADR運動には、以前ほどのエネルギーを感じられないような気がします。現在のADR界は、あたかも大仕事をやり上げ一息入れている巨人のようです。しかし、その巨人は、一息入れながら、次のステップを模索しているのではないのでしょうか。私には、これからのADRの議論はもっと現場に即した、臨牀的なものになつていくように思えます。少なくとも調停に関する限り、そうなるに違いありません。そして、その時大いに必要とされるのが、調停委員の皆様のおける経験では

ないでしょうか。皆様の語りは、ADRの巨人に次は何をなすべきか示すことができると、私は考えているのです。

すでに申し上げましたが、これまでのADRの議論には、調停委員の参加がありませんでした。この事實は、二つの好ましくない結果を生んでいます。第一に、議論の枠組みが偏ってしまったことです。弁護士、判事、調査官、大学教授が中心になって展開する議論は、それが意味深いものであるという事實は別にして、常に法と法制度というレンズを通して語られてきました。そのため、新たな紛争解決方法の議論としては、社会全体に訴えるダイナミックさと迫力に欠けていたような気がします。第二に、調停に関していえば、調停の周辺の議論が目立ったという印象を受けました。その理由は、ひとつには、意見提供者のほとんどが調停の十分な実経験がないという事実、さらに、ひとつには、たとえ経験していても、当事者が本音で話していないという可能性に起因すると思われる。誤解のないように申し添えますが、これは、能力の問題ではありません。たとえば、裁判所の制度では、調停が不調に終わった場合、裁判に移行します。裁判とは、強制的で拘束力のある判決を出す方法であり、調停での発言は証拠として使われる恐れがあります。それを知っている当事者は、初めから慎重になり、時には大きさに、時には少なめに、言質を取らせないようにもの言うようになるのです。

当事者と本音で語ることを生業とする調停委員は、このような現状を改善することに貢献できます。調停中に観察した当事者の所作、感情、関心事、腑に落ちない事柄、さらに話し合いの流れを変えた言動について、気がついたまま法律の専門家や学者に話すことで、調停委員は、現在のADR議論に新たな視点を提供することができます。そのうえで、意見交換し、時には議論された事柄を調停で実践し、再確認するということも考えられます。そのような参加は、結果として、調停とADR全体の底上げに大きく寄与することになるに違いありません。

## 一・b 臨床法学発展への寄与

臨床法学とは、法が適用される現場において、法のより良い使い方について研究する学問です。米国では一九六〇年代から、日本では二〇〇四年の法科大学院の設立によって注目され、実践されるようになりました。学生は、リーガル・クリニックやエクスターンシップと呼ばれる実習制度、あるいは模擬裁判といった講座を利用して、依頼者との面談の仕方、依頼者の個人的語りを法的要件にまとめる手法、必要書類の作成方法、法律事務所の機能、法律事務所と関連機関との関係などについて、具体的な事柄を学んでいきます。しかし、私は、もう少し別なタイプの臨床法学に注目しております。それは、複数現場に共通する実状を掘り上げ、そこに通底する事実を理論的にまとめていく、といったタイプの研究、医学で実践されているような類の臨床研究です。カリフォルニア大学バークレー校のロースクールで、臨床法学教育を担当されているチャールズ・D・ワイセルバーグ教授は、臨床法学を深く研究すればするほど「臨床作業と非臨床作業のかつてない融合を垣間見ることになる」と述べておられます。そのような領域こそ私が目指しているものであり、それは、また、現場の経験なくしては到達できない領域でもあります。

考えて見ますと、これまでずいぶん長い間、法は専門家の視点からのみ語られてきました。判決を下す判事は、何故そのような判決に至ったのか解説し、弁護士は事件の予想される結果について依頼人に説明し、学者はそれらを議論してきました。しかし、その法の受け手である側、たとえば判決を執行される被告、法に従わされる依頼人や一般市民が、それをどう受け止めているのかについて、彼らの声が聞かれることは多くありませんでした。自らの将来を左右する判決や法適用を受けるとき、当事者がその事実と適応法をどのように理解しているのかは、その当事者が本当に反省し、立ち直ることができるかどうかを左右します。ところがその点については、現在、ほとんど研究されていないのです。

弁護士は依頼人とそのような話し合いを行っているとありますが、それは守秘義務に守られ一般の耳には届きません。最近、刑事事件の分野で、同種の犯罪を何度も繰り返す「職業犯罪人」という言葉がささやかれています。この言葉より強く、法の受け手の意見を知る必要性を、我々に伝えている言葉はないと思います。彼らの声を表面的ではなく、真摯に聞くことで、はじめて、彼らを真に犯罪から引き離すためには何がなされるべきか、その当事者にとって、どのような矯正措置、対応、反省、指導が有効なのか、について知ることができるのではないのでしょうか。

このようなタイプの臨床研究は、その発端を現場に負っています。現場で注目した些細なことが、大きな研究として結実することがあります。モートン・ドイッチの正義の研究はその好例です。社会心理学者のドイッチ博士は、調停研究のため、かつてニューヨークの隣人調停センターで調停人として働かれたことがあります。ある日、彼は、調停中、非常に多くの当事者が「あなたの言い分は公平ではない、正しくない、間違っている」と、正義を口実に相手を攻撃することに気がつきました。つまり、調停の場で正義と正義がぶつかり合っているのです。しかし当事者の双方が、自分が正しいと信じている状況とは、どちらか一方を正しいと決めることで問題は解決されるという従来の考え方からすると、矛盾しています。これをきっかけに、紛争における正義の研究を始めた博士は、当事者とは、(1)自分が正しいと信じるから怒るのだ、しかし、(2)人は置かれた状況を自分に都合の良いように解釈する性向を持ち、そのような(3)偏った解釈を正義原則に当てはめ自己を正当化し、相手を攻撃する、さらに、(4)攻撃のために利用される正義原則は複数あり、人は、時と場合によってそれらを使い分けるといふ事実を突き止めたのです。近頃、正義はひとつではない、という言葉をよく耳にしますが、このようなコメントの背後にはドイッチ博士の研究があるといえましょう。

私自身、もっと小さなスケールですが、同じような経験をしたことがあります。九州大学着任後、学生に紛争につい

で教える準備をしていたときのことです。なかにどうしても上手く教えられない項目がありました。コミュニケーションです。かなり多くの文献に当たったのですが、書かれている事柄に合点がいかない、どれも私の経験としっくり合わない印象を受けます。しかし、コミュニケーションは調停技法の中核をなすものです。コミュニケーションに触れずに調停について語ることは不可能です。どうしたものかと思案しておりましたが、それが、ある日、まるで霧が晴れるように問題消滅したのです。解決のヒントは、ごく簡単なひとつの言葉でした。

そのとき私は、北山修さん、昔フォーククルセイダースというグループにいて、現在は九州大学で心理学を教えられる方ですが、その方が大学の広報に書かれたエッセーを読んできました。その中で北山さんは、コミュニケーションには表と裏があり、演説や講演のように大勢の人に向かって行うコミュニケーションは表のコミュニケーション、友人や家族との個人的会話は裏のコミュニケーションと呼べる、と書かれていました。この理屈は調停に当てはめることができます。つまり、調停では、当事者は、できることなら人には聞かせたくないこと、口にはしたくないことについて話し合います。それは、人に伝えるため、知って欲しいために話すコミュニケーションとは全く異質のものなのです。人に伝えるために話すコミュニケーションを表とするなら、調停のコミュニケーションは裏であるといえます。要するに、調停とは当事者が裏の会話、自分でも忘れたような事柄について話し合う場なのです。この事実を認識することなしに、調停のコミュニケーションは語れないと、私は考えます。私がかつて数々の文献に当たったにもかかわらず違和感を持ち続けたのは、コミュニケーションに関するほとんどの説明が、表のコミュニケーションを土台になされてきたからです。しかし、もし、私が調停を行った経験がなければ、文献に接したときに、そのような違和感を持ったでしょうか。

ここで注目していただきたい点は、正義にしても、コミュニケーションにしても、私たちにそれを気づかせるのは、現場での経験だという事実です。非日常的で不自然なことに心を留め、学者や専門家に研究材料として提供できるのは



現場を知る人だけです。もちろん、研究のために学者が直接現場に入ることは可能でしょう。反対に、調停委員が研究を始める、ということもあり得ます。調停研究とは、本来、そのようであるべきだと考えます。要するに、結論を申し上げますと、臨床作業と非臨床作業の融合という新たな研究領域を豊かで、実りあるものに発展させるためには現場での直感是不可欠であり、調停委員はそれを把握できる最短距離にいるということなのです。

### 一・c 未来に向けた紛争解決手段の構築

調停は未来志向であるとよくいわれます。しかしその意味は、調停の席で当事者は、未来について話し合うということではありません。かつて、私は、ニューヨークでトレーニングした一人から、未来の話ばかりしているとなかなか問題解決ができない、これでいいのか、と訊ねられたことがあります。この問いはまったく思いがけないものでしたが、重要な点を突いています。紛争とは過去の小さな不満が拡大したものといえ、当然、調停では、過去の出来事について話し合われます。そうでなければ、紛争は解決しません。しかし、ここで肝心なことは、過去の出来事について話すという行為ではなく、その姿勢なのです。換言すると、調停の席で当事者は、相手の過失を証拠立て、責め立てるために過去について話すのではなく、これから新たな人生を切り開くうえで、過去を過去として葬り去ることが必要だと思われるのです。将来に向かって歩み出したいのに、過去の事件がその足を引っ張る、という状況は、調停委員の皆様は日々ご覧になっているはずですから。そんな時、それについて相手と話し合い、過去の清算をし、心の整理を付けることは、非常に大切なことであり、調停は当事者がそれをするを可能にする方法なのです。だから未来志向といわれるのです。

しかし、この未来志向という言葉は、私たちが考えるより、ずっと大きな可能性を秘めています。かつてハンナ・アーレントは、国際問題で暴力闘争が終わらないのは、「この最終的な採決者（暴力の意）に取って代わるものが政治の舞台にいまだに現れて来ない」<sup>2</sup>からだ、といました。私は、話し合いは、暴力に代わる解決方法だと思えます。ただ、世間には、そう信じ、実践しようとする人が極端に少なく、そのために話し合いは暴力に取って代わることができないのではないのでしょうか。調停委員の貢献は、今後、この分野でも期待されてくると思います。調停委員は、調停を通じて話し合いで解決すること、解決できるということを体験する機会を当事者に提供できるのです。一度、そのような解決方法を体験した当事者は、その後にはトラブルに巻き込まれても、調停で、あるいは自力で話し合っただけにするはずです。暴力で問題を解決するという習慣に戻ることはないのです。そのためにも、調停委員はできるだけ同席で、当事者が相手と対面し、自分の言い分を明確に主張し、相手の言い分も冷静に聞き、自分自身の心と頭で考え、問題解決するということを体験できるよう、手助けしていただきたいのです。

しかしながら、アーレントのコメントは真実を突いています。話し合いは、それだけでは紛争解決の方法として、暴力ほど明確で力強くはありません。それを実証した研究者が、前述のモートン・ドイッチです。彼は、すでに一九五〇年代、対立した利害をもつ人が直接話し合っても上手くいかないこと、そこに第三者が入ってもやはり上手くいかないこと、しかし、明白な目的意識を持ち、どのように話し合うかを知った第三者が入ることによって、話し合いが飛躍的に改善することを実証しました。そのような第三者とは、言うまでもなく、調停人です。そうした研究を土台に、米国で激動の六〇年代、七〇年代、様々な社会問題を解決するための手段として調停が試みられるようになり、調停の技法が開発され、調停人向けトレーニングの必要性が認識されるようになったのです。

調停は、当事者が話し合いによる解決を実体験する場である、という考え方は、暴力防止策として調停が果たす、もうひとつの可能性を示唆しています。紛争は、私たちに個性があり、欲望やプライドがあるから生じるのです。ならば、紛争をなくすためには、私たちは、個性や欲望、プライドをなくし、ロボットのように画一的な生き物にならないか。私たちが人間性で生きていくには、個性や欲望があるから人間なのです。私たちは人間性を暴力撲滅と引き換えにすることはできませんし、同時に、暴力を紛争解決方法として受け入れることもできません。暴力は受けた側に怒りと恨みを残し、その解決は表面的であり、再発の危険性を深くはらむという点から、本当の解決とはいえません。ということは、私たちに残されていることは、暴力以外の紛争解決方法について考え、実践していくことだといえます。

この点について、ひとつ良いお話を紹介いたします。米国の郵政公社、USポスタルは、一九九八年より、全米規模で紛争を組織の中で解決するために独自の調停制度を設置し、実施しています。開始二年後に調停人に対し報告会が開催されました。そのとき調停制度の責任者は、調停導入によって紛争件数が減少し、調停も徐々に少なくなっていくと期待したのだが、それは誤算だった、調停件数は増加の一途であると発表したのです。その理由は、USポスタルの職員は、普通の状況では上司や同僚に対して口にできない不満や不愉快さを、調停なら安心して伝えられることを学んだからだそうです。つまり、彼らは、調停によって、紛争が紛争になる前に話し合い、お互いの不愉快な気持ちを解消するということを実践し始めたのです。

このような調停の効能は、何度も補導された少年が、法を犯し本当の犯罪者になる前に、調停人を交え親や隣人と話し合うという親子調停、犯罪の被害者と加害者が話し合う被害者加害者調停などに良く現れています。被害者加害者調停に関しては、犯罪の被害者は、加害者には会いたがらないとよく言われます。そのような気持ちは、私にも理解でき

ます。調停は任意であり、それでも傷ついた被害者の希望は尊重されなくてはならないでしょう。しかし、それでは、被害者は心の不安や怒りをどのように解消したらいいのでしょうか。その後の人生を、不安や怒りを抱えたまま生きていかなければならないのでしょうか。友人や家族に話しても、それは単なる愚痴と取られ、かえってむなしいう気持ちになりかねません。心理学では、解消されない怒りは、内向し、まったく無関係の人に向けられる、あるいは被害者自身に向けられることがあるといわれています。そうならないためにも、被害者は、加害者と直接会って、話し合うことが必要なのではないのでしょうか。そのとき大切なことは、顔を合わせても安全だ、話しても大丈夫だと被害者が確信できる話し合いの場を提供することで、それができるのはそのような訓練を受けた専門の調停人です。被害者加害者調停は特別であり、日本で近い将来実行されるとは思えませんが、そこまでいかななくても、USポスタル、あるいは親子調停のような使い方で、暴力防止には十分役立つと考えられます。

以上、調停委員が調停について語る必要性について述べてきました。それでは、これから、語るための必要性、つまり調停委員の意識と調停委員を取り巻く環境の変化について述べていきます。

## 第二節 語るための必要性

### 二・一・a 意識を持って調停すること

調停について語るためには、何よりも、意識を持って調停することが必要です。つまり、自分は何のために、どのような調停を実践するのか自覚していることです。それはまた、調停理念を念頭に調停をすることだともいえます。ご存

知のように、調停はその実践がいたって簡単な解決方法です。調停人になるために特別な資質が求められることもありません。同席調停の手法とは、当事者双方の言葉を、調停人が状況に応じて言い換えつつ、話し合いを進行させていくというものです。しかし、私の私見ですが、経験から申し上げて、巧みな言い換えを實踐する鍵は言い換える言葉の技術ではないと思います。それは、状況を読む力であると私は考えます。状況を読む力とは、当事者が口にしたどの言葉をどのよう言い換えるかという調停人の判断基準といえますが、同時にそれは、自分は何のために、何を基本に調停をするのかという、調停人が掲げる調停理念や価値観・個性に通底するものでもあります。

私事で恐縮ですが、私は調停人として働き始めたころ、調停終了後、電車の中や喫茶店で、その日の調停を初めから終わりまで、映画を見るようにたどるといふことを行いました。私の言葉を聞いて当事者が見せた反応、当事者がひとつの言葉を口にするときのためらいなどを思い出し、何故そうなのか、もし私がその言葉を使わなかったらどうなっただか、他にもっといい表現はなかっただろうか、といったことを考えるのです。時には、当事者に直接尋ねることもありました。そのようなことを繰り返しているうちに、私が考えることにひとつのパターンというか、カラーがあることが分かってきたのです。それが、私の調停理念でした。

裁判所の調停、弁護士調停、仲裁センターや各種の相談センターの調停が同じでないのは、そこで働く調停人が拠り所とする調停理念が異なるからであり、その違いは、言い換える言葉の選択と言い換える表現に出でます。回りくどい言い方ですが、意識を持って調停するということは、調停人が自らの調停理念を自覚し、それに依拠しつつ調停することだと私は考えます。特別な資質や高度な技法を必要としない代わりに、調停人は、自らの調停理念を念頭に、それに導かれながら調停することが求められているのです。もちろん、その理念がどのようなものであるかは、調停を実

施する各組織と調停人自身の価値観によることです。

## 二・b 調停委員を取り巻く環境について

最後に調停委員を取り巻く環境について、少し述べさせていただきます。調停は大きな可能性を秘めた新しい紛争解決方法です。それを真にそのようなものにするためには、調停委員自身が意識を持って調停し、それについて語る必要があります。しかし、それだけでは十分ではありません。当然ですが、調停委員が有効な語りを実践するためには、彼らを囲む環境面からの支援も不可欠です。そのような支援とは、私の意見では、調停実施における調停委員の自主性と責任の強化、それに包括的なトレーニング制度の設立という二点に集約されるのではないかと思います。

### 二・b・i 自主性と責任の強化について

私が九大に着任した当時、すでに七年前になりますが、裁判所の調停は米国の調停に比べ、調停委員の自主性と責任に欠けるのではないかと印象を受けました。それは現在も同じです。外部からの観察だけで発言することをお許しただければ、私には、裁判所の調停制度は全体的に調停委員に対する縛りが強く、それにもかかわらず、調停そのものについては責任が明確に求められていないように見えます。そのような環境は、調停が上手くいっても、いかなくても同じだ、という意識を調停委員に植え付けてしまうのではないのでしょうか。仕事とは、自ら考え、工夫するからこそ楽しく、責任を求められるからこそ、やりがいを感じるのだと思います。この両方が欠けたとき、人はやる気を失うといえますが、この点については、ここで私がわざわざ述べる必要はないことでしょうか。しかしながら、自らが主体性を求められない環境で、調停委員が、当事者を尊重し、当事者を主体とする調停を実践するということは、不可能ではな

いでしょか。

調停委員に自主性と責任感を与えるために、私は、調停を裁判から独立させ、新しくADR（または調停）専門部門を設立することを提唱いたします。平たく言えば、現行の三人調停から裁判官・調査官をはずし、調停人が単独、あるいは男女二人だけで調停できるように環境を整えることです。そうすることによって、調停委員は、（裁判所ではなく）自分の顔で当事者と対面し、自分の頭で判断し、自分の口で発言することができます。こう申しますと、すでに実質的には、調停委員二人だけで片付けています、と言われる調停委員もおられるかもしれません。それならなおさらのこと、それが正式なやり方であると決めたほうがすっきりするのではないのでしょうか。反対に裁判所側としては、すべてを任せて本当に問題は生じないのか、不安を持たれることと想像します。しかし、そのような不安は、調停人の能力というより、裁判所側の調停人に対する信頼の問題であるように私には思えます。

裁判官が調停委員会から抜けることで、（１）裁判官は裁判に集中でき、（２）調停委員は司法的調停をするのか、当事者主体の調停をするのか、という迷いから抜け出すことができます。調停と裁判は、まったく異質の紛争解決方法です。強制力を土台に拘束力のある判決を下す裁判と、当事者の目線で話し合う調停を、同じ土俵で実施することには大きな無理があります。そして、その無理は、日本の調停制度では調停委員が負う形でこれまで続いてきたという印象を受けます。調停制度設立後八〇年、そろそろ、そのような束縛から調停委員を解放する頃ではないでしょうか。調停を裁判から独立させることによって、裁判所は、性質の異なる紛争解決手続きを、複数、同時に矛盾なく実施することができるようになります。さらに、（３）調停を完全非公開にすることによって、当事者は安心して本音で話し合えるようになり、それは結果として調停内容の充実に繋がります。一九七六年、ポンド会議<sup>3</sup>においてハーバード大学のサン

ダー教授が提唱された「複数ドアの紛争解決」を日本で実践するわけですが、そのとき、裁判所は事件の総体的な管理を行うという新しい役割を担います。法テラスの責務と類似しますが、訴訟だけでなく紛争全般にわたる相談を受け付け、ADR専門家のリストを作成し、市民が希望すれば 裁判だけでなくADRの実施を提供し管理するのです。コンピュータを駆使し、必要な事務手続きを行い、すべての事件の経過を鳥瞰図的視野から運営・管理することはそれほど難しい、と言うより、意外と簡単なことではないかと思えます。

裁判所がこのようなADRサービスを提供することは、「士業」と呼ばれる専門家が実践する紛争解決分野に裁判所が侵入することではないか、というご意見が出るかと思えます。紛争解決という意味では、それはそのとおりです。しかし、裁判所は、税金で維持されている組織です。税金で賄われている以上、日本国民に対し、裁判でもADRでも、使い勝手の良い紛争解決方法を、廉価で提供する義務があると思えますし、広く社会全体に奉仕するという点で、裁判所のADRは、専門「士業」が実践するADRとは根本的に異なるといえます。私自身は、士業のADRにも賛成であり、今後もつとつと発展して欲しいと願っています。社会には、有料でもいいから、自分の都合の良いときに、人目に触れないよう、手っ取り早く紛争解決して欲しいという人は沢山います。また、特殊な問題で、解決には専門知識や技量があると考える人もいます。「士業」のADRはそのような人のために存在しているといえましょう。しかし、社会には、時間がかかってもいい、人目に触れてもいいから、裁判所で解決して欲しいという市民もまた沢山おり、そのような市民の必要性に應えるために、裁判所がADRを充実させることは決してやぶさかではないと私は考えます。調停、またはADR部門を設立し、意識のある調停委員やADRの専門家が自主的に、責任をもって実効的なADRを実践する、そのような環境づくりが実現することを願って止みません。



## 二・b・ii 包括的トレーニング制度の設立について

言うまでもないことですが、意識ある調停を実施するためには、トレーニングは欠かせません。トレーニングは調停委員を刺激し、考えさせ、やる気を起こさせます。しかし、観察したところ、調停委員の間では、すでにロールプレイを含め、かなり熱心に充実したトレーニングが行われているように見受けられます。そこで、トレーニングの内容ではなく、裁判所内に包括的なトレーニング制度を設立することを提案したいと思います。私が意図しているのは、先輩が後輩を指導するといった徒弟形態に範を置く、自主的で持続的、かつ自給自足的な制度です。具体的なやり方には、(1) 年度初めに、新人トレーニングを新規採用の調停委員全員に実施します。(2) 数年後、彼らの中から素質のある調停委員を選び、トレーナーになるためのトレーニングを実施します。(3) そのトレーニングを受けた先輩調停委員は、トレーナーの卵として、新人の実地訓練を次年次から担当します。(4) それを毎年繰り返すことによって、裁判所内でトレーニングの自給自足が可能になるといえるのです。

包括的トレーニング制度の樹立によって、裁判所は(i) 調停委員に何を期待しているのかトレーニングを通じて明白に伝えることができ、(ii) 調停委員の能力を的確に評価することができます。調停委員にとっては、(iii) どのような調停をすればいいのかが示され、調停がやりやすくなり、(iv) 上手い人はトレーナーになる道が示され、やる気があるのでといった相乗効果も期待できます。しかし、このとき、調停が上手い上手くない、イコール、良い良くないという縦型の連想をしないように気をつけたいものです。人間に個性があるということは、調停が得意な人がいれば、得意でない人もいるということですし、当事者とウマが合う、合わないも、調停の質を左右することがあります。そして可能なら、調停委員の採用年齢を下げることです。調停の知られざる事実には、調停は疲れる、があります。対立している人を間に行う言い換えの作業は、極度な集中力を要求し、調停人を疲労させます。元気のある若い調停委員を養成するこ

とで、実効的で切れの良い調停を国民に提供することが可能になります。

さらに私は、全国各地に設立されている専門士業が運営するADRセンターから専門家を裁判所に送り、そのようなトレーニングに参加させることも一計ではないかと思えます。それによって、各地の民間ADRセンターは、専門家養成の費用負担を軽減することができます。現在、各地の民間センターでは、専門家がボランティアとして働いている他、施設や設備の費用、事務費、そしてトレーニング費も自ら賄っています。これでは負担が多過ぎ、長い間には息切れが起ころのではないかと懸念されます。ADR促進法の制定は、日本のADRが初めの一步を踏み出したという意味で、確かに大きな成果でした。その中でトレーニングに関し何も触れられていなかったのは少し残念ですが、その点は今後の法改正に期待したいと思えます。ADRは新しい方法です。その理念も新しく、それが制度として成り立ち、日本社会に根付くためには、政府からの十分な支援が必要です。支援のひとつとして、ADR業務の認証と引き換えに、専門家の養成トレーニングに対し援助を提供するということはいかがでしょうか。その形としては、トレーニング資金の提供という直接的な支援もありますが、裁判所がADRセンターの委託を受け、調停トレーニングを実施することも、もし裁判所が包括的トレーニング制度を樹立した後なら可能ではないでしょうか。

そしてトレーニングを受けた専門家に、一定期間裁判所でボランティアとして働くことを義務付けるのです。それによって、裁判所は、裁判所の調停人の層を厚くすることができます。ADRセンターとしては、調停人の実地訓練ができることとなります。調停トレーニングを受講しても、その後、実際に調停をする機会があまりないという意見をよく耳にします。裁判所でボランティアとして奉仕することによって、この問題は解消できますし、裁判所の事件を調停しながら、専門家は調停人として活躍できる必要最低限の経験を積むことができます。ボランティア期間が終了した後は、自らのセンターに復帰する、プロとして独立する、引き続きボランティアとして残るといった道が開かれています。

こととなります。このようなトレーニングに、研究者や法学部の学生を入れることも、臨床法学の見地からは非常に意味深いことだと思えます。

包括的トレーニング制度を構築し、トレーニング内容を定め、調停人の養成を担うことによって、裁判所は日本の調停を総体的に監督・指導する立場にたち、その質と理念を維持することができるようになります。このとき、私がお願したい点はひとつ、調停制度の外枠と基本方針を設定した後は、細かい点に口出しせず、各ADRセンター、調停人の自主性に任せて欲しいということです。カナダのジョージ・パヴリッチ (George C. Pavlich) は、その著書『Justice Fragmented (分散された正義)』において、カナダにおける行政と隣人調停センターの関係をリモート・コントロールという言葉で表現し、説明しています。いわく、行政は、隣人調停センター制度の枠組みを構築し、基本的運営規則を設けたが、個々の調停に関しては、調停人の手腕に任せ、合意内容に口を挟むことはなく、その独立を尊重するという態度に徹している。<sup>(4)</sup>つまり、隣人調停センターで働く調停人は、調停の実施手続きや社会人として社会規範を守ることが求められているのですが、それ以外は自主決定が許され、自らの判断で調停を実行し、裁判所への調停内容の報告義務も負っていないのです。さらにパヴリッチは、これによつて調停は、司法制度内にありながら、司法制度に巻き込まれることなく独立を保ち、独自の領分を維持していくことができるようになったと述べています。

要は、より良い調停を行うために個々の調停人は当事者を尊重し、より良い調停制度を維持するために裁判所はADRセンターと調停委員を尊重するということではないでしょうか。パヴリッチは、リモート・コントロールについて、羊飼いと羊の群れを例に使い、さらに含蓄のあることを述べています。いわく、羊飼いは個々の羊の福祉を願って働く。だが羊飼いは、個々の羊の安全と平穩は全体の福祉に寄与すること、そして、個々の羊の福祉は全体の安全と平穩に

依っていることを知っているのである。

以上、つたない意見ではありませんが、日本の調停が社会の中で将来にわたって重要な役割を果たし続けていくことを願いつつ、現在何がなされるべきかについて簡単に述べてきました。ADRの発展、臨床研究の発展、新たな紛争解決方法の構築に向かって、調停委員が心から当事者の声を聞き、積極的に発言し、学者や法曹との協働を先頭に立って展開していくことが求められています。皆様、どうぞ勇気を持って実行してください。皆様のご活躍に心から期待しております。本日は、貴重な機会をいただきありがとうございました。

〔注〕 本稿は二〇〇七年九月一四日仙台市で開催された第五回調停委員東北大会にて発表された基調講演に若干手を加えたものである。貴重な機会を下さった仙台調停協会に感謝し、当日会場にお集まりくださった多くの裁判所調停委員の皆様にご心からお礼を申し上げる。

- (1) ワイセルバーグ、チャールズ・D、アメリカの臨床法学教育に関する二つの展望、法律時報七九卷二号、一七―二三頁。
- (2) アーレント、ハンナ。山田正行訳、暴力について、みすず書房、二〇〇二、九〇頁
- (3) 一九七六年の米国弁護士協会全国大会は、弁護士協会として正式にADRを承認した大会であり、それまで一人でADRを唱してきた亡きラスコー・ポンド弁護士の努力に敬意を表する意味で、ポンド会議と命名されました。そのとき基調講演をされたのがサンダース教授です。
- (4) George C. Pavlich, *Justice Fragmented*, Routledge, London and New York, 1996, p8.